

第4章 課題解決に向けた具体的な取組み

I	教育の支援	
	1 幼児教育・保育の無償化の推進 及び質の向上	(1) 幼児教育・保育の無償化 (2) 幼児教育・保育の質の向上

(1) 幼児教育・保育の無償化

- すべての子どもが安心して質の高い幼児教育や保育を受けられるよう、幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。

[県の取組み]

1-(1)-① 幼児教育・保育の無償化

子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を提供するため、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯を対象に、利用料を無償化します。

1-(1)-② 実費徴収補足給付事業費補助（私立幼稚園）

幼児教育・保育無償化に合わせて負担が増える世帯が生じないように、給食費として私立幼稚園が徴収する費用のうち、副食材料費相当分について、低所得世帯の園児及び第3子以降の園児を対象に一部を補助します。

(2) 幼児教育・保育の質の向上

- 研修の充実、処遇改善などを通じて、幼児教育・保育・子育て支援のさらなる質の向上を推進します。

[県の取組み]

1-(2)-① 幼稚園教諭・保育士などの処遇改善

施設型給付や私学助成により、職員の処遇の改善を図ります。

1-(2)-② 幼稚園教諭、保育教諭、保育士などのキャリアアップの取組みの実施

職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。また、関係団体が行う同様の取組みに対し、支援を行います。

I	教育の支援	
	2 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	(1) スクールソーシャルワーカーなどが機能する体制の構築 (2) 学校教育による学力保障

(1) スクールソーシャルワーカーなどが機能する体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカーが、生活困窮世帯の子どもたちなどを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置の充実や相談体制の工夫などに取り組みます。 ○ 児童・生徒の感情や情緒面の支援を行うスクールカウンセラーについて、配置の充実などに取り組みます。 ○ ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門や放課後児童クラブと教育委員会・学校などとの連携強化を図るとともに、子どもが学校において安心して過ごせるよう、教育相談体制の充実を図ります。

[県の取組み]

2-(1)-① スクールソーシャルワーカー配置活用事業

課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築などにより、問題行動などの未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者を「スクールソーシャルワーカー」(SSW)として学校へ派遣します。

2-(1)-② スクールカウンセラー等配置活用事業

児童・生徒の問題行動などの未然防止や早期対応に向けて「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図ります。

2-(1)-③ 教育相談の推進

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施します。具体的には、幼児から18歳くらいまでの子どもの学校教育に関する相談や、支援を必要とする児童・生徒の養育、教育、就学に関する相談を本人、保護者、教員を対象として行います。

(2) 学校教育による学力保障

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもが質の高い教育が受けられるよう、きめ細かな指導を推進します。
- 教員を対象として、子どもの貧困の理解を深めるための研修などを行います。

[県の実施]

2-(2)-① 教育水準の維持・向上

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法などに基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準である「学習指導要領」を定めており、県教育委員会では、「学習指導要領」が円滑かつ着実に実施されるよう、市町村教育委員会及び各学校を支援し、県の教育水準の維持・向上を図ります。

2-(2)-② 確かな学力向上の推進

「学習指導要領」を踏まえ、子どもたちの確かな学力の向上を図るために、基礎的・基本的な知識・技能などの習得や、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成に加え、子どもたちの「学びに向かう力」のかん養に向け、授業の更なる充実をめざした校内研修・研究の推進を図ります。

2-(2)-③ 学習指導方法の工夫・改善

公立小・中学校における少人数学級やチームティーチング、習熟度別指導などの学習指導について、市町村教育委員会が児童・生徒の状況に応じて指導形態を選択し対応できるよう、国からの加配措置を活用して教員を配置します。

2-(2)-④ 一時保護児童教育推進事業

一時保護所を併設している児童相談所（中央・平塚・厚木）にそれぞれ教員資格者を配置し、児童が一時保護され、学校へ通学できない間も、継続して教育が受けられるよう、配慮します。

2-(2)-⑤ 教員向け研修の実施

初任者研修の中で、子どもの貧困の現状を知り、子どもの人権を守る具体的な対応について理解を深める研修を行います。また、子どもの貧困に関する県民向けフォーラムを教員向け研修講座に位置付け、子どもの貧困の理解促進を図ります。

I	教育の支援	
	3 高等学校などにおける修学継続などのための支援	(1) 社会的・職業的自立に向けた支援 (2) 高校中退の予防のための取組みと中退後の支援

(1) 社会的・職業的自立に向けた支援

- 社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育成するキャリア教育などを推進します。

[県の取組み]

3-(1)-① キャリア教育の推進

県立高等学校などにおけるキャリア教育の推進の視点をまとめた指針に基づき、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するため、「キャリア教育実践プログラム」によって学校の教育活動全体を通じた計画的・体系的なキャリア教育を推進します。

3-(1)-② 高校生世代自立支援事業

進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。

(2) 高校中退の予防のための取組みと中退後の支援

- 生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置など、高等学校における指導・相談体制の充実を図り、高校中退予防の取組みを推進します。
- 高校中退者などに対し、就労支援や復学、就学に関する情報提供などの支援を行います。
- 高校等中退者が高等学校などに再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。

[県の取組み]

3-(2)-① スクールソーシャルワーカー配置活用事業《再掲》

課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築などにより、問題行動などの未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者を「スクールソーシャルワーカー」(SSW)として学校へ派遣します。

3-(2)-② 柔軟な学びのシステムの活用

県立高等学校においては、生徒の多様な学習のニーズに対応する柔軟な学びのシステムのひとつとして、意思ある若者に広く学習機会が提供できるよう、進路変更による転学の弾力化や高校中退者の積極的な受入れを行うとともに、こうしたしくみについて周知を行うなどの支援を進めます。

3-(2)-③ かながわ若者サポートステーション事業

仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業者などになることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。

【所在地など】

- ◇ 県西部地域若者サポートステーション（小田原市内）
- ◇ 県央地域若者サポートステーション（厚木市内）

3-(2)-④ 高校生世代自立支援事業《再掲》

「3-(1)-② 高校生世代自立支援事業」（前頁） 参照

3-(2)-⑤ 学び直し支援等事業

高等学校などを中途退学した方が再び高等学校などで学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）、継続して就学支援金相当額を支給します。

I	教育の支援	
	4 大学等進学に対する教育機会の提供	(1) 高等教育の修学支援

(1) 高等教育の修学支援
○ 意欲と能力のある学生などが経済状況にかかわらず大学などへの修学の機会を得られるよう、経済的支援を図ります。

[県の取組み]

4-(1)-① 生活保護（進学準備給付金）

貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を促進するため、県所管の福祉事務所管内(町村部)の生活保護世帯の子どもの大学などへの進学時に、新生活立ち上げ費用として、給付金を支給します。

4-(1)-② 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）

配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行います。

a 修学資金、b 就学支度資金、修業資金、技能習得資金、生活資金、医療介護資金、住宅資金、転宅資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金、結婚資金

a 修学資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校などに修学するために必要な授業料などの資金

b 就学支度資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校などの入学に必要な入学金などの資金

【貸付限度額】（平成31年4月1日現在）

	a 修学資金（月額）	b 就学支度資金
高等学校（公立）	18,000 円	150,000 円
高等学校（私立）	30,000 円	410,000 円
高等専門学校（私立）	32,000 円	410,000 円
短期大学・専修学校（私立）	53,000 円	580,000 円
大学（公立）	45,000 円	370,000 円
大学（私立）	54,000 円	580,000 円
大学院	（修士課程） 88,000 円	（公立） 370,000 円
	（博士課程） 122,000 円	（私立） 580,000 円

【窓口】

市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

4-(1)-③ 県立産業技術短期大学の専門課程訓練事業

県立産業技術短期大学では、高等学校の新規卒業者などを対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施します。

なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむをえない事情があると認められる者については、授業料を免除します。

4-(1)-④ かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度

かながわ農業アカデミーにおいて、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部若しくは一部を免除します。

4-(1)-⑤ かながわ農業アカデミー特例

かながわ農業アカデミーにおいて、学生が授業料などの資金を融資機関から無利子で借り入れることができるように、県が融資機関に対して利子補給を行います。

4-(1)-⑥ 県立保健福祉大学の入学料、授業料の減免制度

県立保健福祉大学において、一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者などについては、入学料、授業料を減額、又は免除します。

4-(1)-⑦ 県立看護専門学校の入学料、授業料の減免制度

平塚看護大学校、よこはま・衛生看護専門学校において、学業が優秀であり、かつ、経済的理由により授業料などの納付が困難であると認められる者、その他やむをえない事情があると認められる者について、入学料、授業料を減額、又は免除します。

4-(1)-⑧ 神奈川県看護師等修学資金貸付金

県内の養成施設に在学し、卒業後に「県内で看護職として従事する」意思がある者へ、選考の上、修学資金を貸し付ける制度で、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能です。

一般貸付と特例貸付があり、貸付額の多い特例貸付については、市町村民税非課税世帯もしくは市町村民税所得割非課税世帯の者を対象とします。

4-(1)-⑨ 私立専門学校修学支援負担金

真に支援が必要な低所得者世帯の学生の経済的負担を軽減するため、授業料などの減免を実施した私立専門学校に対して、費用を支弁します。

I	教育の支援	
	5 特に支援を要する子どもへの支援	(1) 児童養護施設などの子どもへの学習・進学支援 (2) 特別支援教育に関する支援の充実 (3) 外国につながるのある子どもなどへの支援

(1) 児童養護施設などの子どもへの学習・進学支援

- 児童養護施設などでくらす子どもに対し学習指導を行うとともに、子どもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施、進学に際し必要な学用品費などの購入費や進学後の活動費などの支援を行います。

[県の取組み]

5-(1)-① 児童保護措置費

児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費が公費負担対象です。

5-(1)-② 県立児童福祉施設学校教育推進事業

県立児童福祉施設に入所する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。

(2) 特別支援教育に関する支援の充実

- 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費などを通じて、障がいのある児童生徒などへの支援の充実を図ります。

[県の取組み]

5-(2)-① 特別支援教育就学奨励費補助金

市町村が事業主体となって、特別支援学級などに就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な支援を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。

5-(2)-② 特別支援教育就学奨励費

各家庭の収入に応じて、特別支援学校の通学にかかった通学費、給食費、学用品費などを支給します。

5-(2)-③ 特別支援学校高等部における進路指導の充実

生徒の進路支援のあり方や、進路先の開拓の取組み、卒業後のフォローアップも含めた学校から社会生活への移行期の取組みについて、情報交換や研究を行い、進路指導の充実を図るため、進路指導連絡協議会を実施します。

5-(2)-④ 進路指導推進事業

生徒の社会的自立の促進のため、産業現場などにおける実習を実施するとともに、職場実習先の開拓や職場実習先への理解啓発を行います。

また、就労促進のため、清掃技能検定を実施するとともに、社会教育施設などでの清掃実習を実施します。

(3) 外国につながるのある子どもなどへの支援

- 外国につながるのある子どもなどについて、教育の機会が適切に確保され、高等学校や大学などへの進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実、中学校・高等学校におけるキャリア教育などの包括的な支援を進めます。

[県の取組み]

5-(3)-① 外国人学校生徒等支援事業

外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とする補助を行います。

5-(3)-② 外国につながるのある児童・生徒への支援

小・中学校においては、日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒が多く在籍する小・中学校に「国際教室」を設置し、特別な教育課程により、日本語指導、個に応じた教科指導、学校生活への適応指導、悩みごとの相談などの指導・支援を行います。また、外国につながるのある子どもの支援を行っているNPOなどとの連携を密に図り、学校内外の支援を充実します。

高等学校においては、外国籍の生徒が多く在籍する横浜北東・川崎地域の県立高等学校の一部への日本語指導員の配置、NPOなどと協働した入学予定者への入学前の日本語指導、入学後の週末における日本語・学習支援、多文化教育コーディネーター及び学習支援員の派遣、外国籍生徒の保護者と意思疎通を図るための通訳の派遣など、入学前から卒業まで、包括的な支援を行います。

5-(3)-③ 日本語指導の充実

日本語指導を必要としている児童・生徒の支援のため、教員を対象に、児童・生徒が抱えている諸課題について理解を深め、日本語指導の指導力向上を図る「日本語指導研修講座」を行います。

5-(3)-④ 外国籍県民相談事業（教育）

外国籍児童・生徒に対する日本語学習等支援の推進のため、「地球市民かながわプラザ」が有する多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校など）をつなぐ日本語学習等支援に関するコーディネートを行います。

I	教育の支援	
	6 教育費負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> (1) 義務教育段階の就学支援の充実 (2) 高校生などへの修学支援などによる経済的負担の軽減 (3) 生活困窮世帯などへの進学費用などの負担軽減 (4) ひとり親家庭への進学費用などの負担軽減

(1) 義務教育段階の就学支援の充実
○ 新入学児童生徒学用品費の支給や就学援助を必要とする世帯への周知などの取組みを市町村に促すなど、就学援助の充実や必要な経済的支援を引き続き行います。

[県の取組み]

6-(1)-① 小中学校等就学支援事業（私立小・中学校）

私立小中学校などに通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう年収約 400 万円未満の世帯に対して授業料負担を軽減します。

6-(1)-② 要保護児童生徒援助費補助金（学用品・医療費・学校給食費）

市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。

6-(1)-③ 市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金

東日本大震災及び大規模災害により被災し、経済的理由により就学などが困難な幼児、児童又は生徒の教育機会の確保のため、市町村が行う児童生徒就学援助事業、児童生徒等特別支援教育就学奨励事業に要する経費に対し補助します。

(2) 高校生などへの修学支援などによる経済的負担の軽減
○ すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校などの授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給します。また、私立高等学校などに通う家庭の経済的負担を軽減するため、高等学校等就学支援金と合わせて私立高等学校等学費補助金などを補助することにより、年収約 700 万円未満世帯の授業料実質無償化と、住民税非課税世帯までの入学金実質無償化を実現します。
○ 授業料以外の教育費負担を軽減するため、「高校生等奨学給付金制度」などにより、低所得世帯への支援の充実を図ります。
○ 高等学校などにおける家計急変世帯への授業料減免支援など、必要な経済的支援を行います。

[県の取組み]

6-(2)-① 高等学校等就学支援金等制度（公立・私立高校）

授業料に充てるための高等学校等就学支援金などを一定の収入額未満の世帯の生徒に支給します。なお、就学支援金などは、県及び高校設置市の授業料債権に充当します。

6-(2)-② 高校生等奨学給付金（公立・私立高校）

生活保護世帯や都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費を支援する制度です。世帯の種類（生活保護、非課税、兄弟の有無）や学校の種類（全日制・定時制・通信制・専攻科、国公立・私立）によって金額は異なりますが、返還の必要がない奨学給付金を支給します。

6-(2)-③ 私立高等学校等生徒学費補助金

県内の私立の高等学校（定時制・通信制を含む）、中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程に在学する生徒を持つ保護者などの負担の軽減を図るため、学費など（入学金・授業料）の軽減を行った学校に対して補助を行います。

6-(2)-④ 私立学校生徒学費緊急支援補助金

保護者の失業や倒産などにより家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料の軽減を行った学校に対して補助を行います。

6-(2)-⑤ 被災児童生徒等就学支援補助金

東日本大震災及び大規模災害により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料などを軽減した私立高等学校などに対して助成します。

6-(2)-⑥ 県立児童福祉施設学校教育推進事業《再掲》

県立児童福祉施設に入所する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。

6-(2)-⑦ 県立学校授業料等免除制度

生活保護法に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる者などの授業料、入学検定料、入学料の全部又は一部を免除します。

6-(2)-⑧ 高等学校奨学金貸付金（短期臨時奨学金を除く）

県内に在住し県内の高等学校など（高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部）に在籍する生徒や、保護者が県内に在住し高等学校等及び専修学校高等課程に在籍する生徒が、学業などに意欲があり学資の援助を必要とする場合に貸付けを行います。

【貸付額】（令和2年4月1日現在）

- ・国公立 月額 10,000円又は20,000円
- ・私立 月額 10,000円、20,000円、30,000円又は40,000円

6-(2)-⑨ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）《再掲》

配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行います。

a 修学資金、b 就学支度資金、修業資金、技能習得資金、生活資金、医療介護資金、住宅資金、転宅資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金、結婚資金

a 修学資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校などに修学するために必要な授業料などの資金

b 就学支度資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校などの入学に必要な入学金などの資金

【貸付限度額】（平成31年4月1日現在）

	a 修学資金（月額）	b 就学支度資金
高等学校（公立）	18,000円	150,000円
高等学校（私立）	30,000円	410,000円
高等専門学校（私立）	32,000円	410,000円
短期大学・専修学校（私立）	53,000円	580,000円
大学（公立）	45,000円	370,000円
大学（私立）	54,000円	580,000円
大学院	（修士課程） 88,000円 （博士課程） 122,000円	（公立） 370,000円 （私立） 580,000円

【窓口】

市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

6-(2)-⑩ 生活福祉資金（教育支援資金）

県社会福祉協議会が実施主体となって、一定の所得以下の世帯に対して、高等学校などへの進学や通学に必要な経費の貸付けを行います。

a 教育支援費

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校に修学するために必要な授業料などの経費

b 就学支度費

高等学校や大学などの入学に際して必要な授業料などの経費

【貸付限度額】（令和2年4月1日現在）

	a 教育支援費（月額）	b 就学支度費
高等学校・専修学校（高等課程）	35,000円	共通 500,000円 （入学時のみ1回限り）
高等専門学校	60,000円	
短期大学・専修学校（専門課程）	60,000円	
大学	65,000円	

（ 実際に学費としてかかる金額から自己資金で対応できる金額を除き、限度額内。他からの借入ができる方はそちらを優先。 ）

【窓口】 市区町村社会福祉協議会

(3) 生活困窮世帯などへの進学費用などの負担軽減

- 県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯の子どもが高等学校や大学などにおいて修学するための入学料、授業料などの貸付を行います。
- 生活保護世帯の子どもについて、高等学校などへの進学時に入学料、入学料などなどの支給や、大学などへの進学時に新生活の立上げ費用として進学準備給付金の給付を行います。

[県の取組み]

6-(3)-① 生活福祉資金（教育支援資金）《再掲》

「6-(2)-⑩ 生活福祉資金（教育支援資金）」（前頁）参照

6-(3)-② 生活保護（進学準備給付金）《再掲》

貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を促進するため、県所管の福祉事務所管内(町村部)の生活保護世帯の子どもの大学などへの進学時に、新生活立ち上げ費用として、給付金を支給します。

(4) ひとり親家庭への進学費用などの負担軽減

- ひとり親家庭の子どもが、高等学校などの修学の継続や大学などへの進学を断念することがないよう、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施します。

[県の取組み]

6-(4)-① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）《再掲》

「6-(2)-⑨ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）」（P43～44）参照

I	教育の支援	
	7 地域における学習支援など	(1) 地域学校協働活動における学習支援など (2) 生活困窮世帯などへの学習支援 (3) コミュニティ・スクールの推進

(1) 地域学校協働活動における学習支援など
○ 幅広い地域住民や企業・団体などの参画により、地域全体で未来を担うすべての子どもたちの放課後などにおける学習や体験活動の支援の充実を図ります。

[県の取組み]

7-(1)-① 放課後子ども教室推進事業に対する支援

放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を設置し、子どもたちの様々な体験学習活動、地域住民との交流活動などの取組みを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。

7-(1)-② 地域未来塾推進事業に対する支援

学習支援が必要な中学生などに対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。

7-(1)-③ 地域学校協働活動推進事業に対する支援

地域と学校が連携・協働する体制やしくみを構築する取組みや、多彩な経験や技能を持つ外部人材などの参画により土曜日などに教育プログラムを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。

(2) 生活困窮世帯などへの学習支援
○ 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談などの支援を行います。

[県の取組み]

7-(2)-① 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望を持ち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。

a 子ども支援員の配置

生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門的知識や経験を有する人材を子ども支援員として、保健福祉事務所に配置します。

b 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施

生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育むための居場所づくりについて実施します。

c 子どもの健全育成プログラム改定版の策定

生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に即した具体的な支援の内容や実施手順などを整理して、福祉事務所が組織的に支援するために策定した「子どもの健全育成プログラム」について、関係機関などと連携・協働しながら、改定をし、普及啓発に努めます。

(3) コミュニティ・スクールの推進

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ コミュニティ・スクールの推進体制の構築及び内容の充実を図ります。○ 県内全域でのコミュニティ・スクールの促進及び内容の充実を図ります。 |
|--|

[県の取組み]

7-(3)-① 県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進

令和2年度に県立学校全校にコミュニティ・スクールを導入することに伴い、各コミュニティ・スクールの取組事例などの情報を共有するとともに、一層の推進に向けて全校を対象とした研修会を毎年実施し、コミュニティ・スクールの推進体制の構築及び内容の充実を図ります。

7-(3)-② 市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの促進

市町村立学校については、コミュニティ・スクールの推進に関する研究協議会を設置し、市町村教育委員会間で情報の共有や協議を行うとともに、希望する市町村教育委員会に対して講師を派遣するなどの支援を行い、県内全域でのコミュニティ・スクールの促進及び内容の充実を図ります。

I	教育の支援	
	8 その他の教育支援	(1) 夜間中学の設置促進・充実 (2) 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保 (3) 多様な体験活動の機会の提供

(1) 夜間中学の設置促進・充実
○ 「夜間中学」により、義務教育未修了の学齢超過者などの就学機会の確保を図ります。

[県の取組み]

8-(1)-① 神奈川県内の公立中学校夜間学級の設置に向けた検討・支援

神奈川県内では、横浜市に1校、川崎市に1校設置されています。

(横浜市立蒔田中学校、川崎市立西中原中学校)

なお、新たな設置に向けて、検討・協議を進めます。

(2) 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保
○ 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施し、学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

[県の取組み]

8-(2)-① 生活保護（教育扶助）

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、要保護者に対し、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（最低生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給します。生活保護費のうち、「教育扶助」は、義務教育期間の子どもがいる世帯に給食費や学用品など、修学にかかる費用を支給するものです。

なお、義務教育に伴って必要な費用については、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうしたしくみを活用し、本来の目的に使われるよう、必要と認めるときは、学校長などに直接交付します。

区 分	生活扶助基準額	学習支援費	入学準備金
小学校	月額 2,600 円	年額 16,000 円以内	64,300 円以内
中学校	月額 5,100 円	年額 59,800 円以内	81,000 円以内
高等学校など			87,900 円以内

（令和元年 10 月 1 日現在）

8-(2)-② 要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）《再掲》

市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行った場合、国がその経費の一部を補助します。

(3) 多様な体験活動の機会の提供

- 不登校児童や情緒障がい児童などに対して、児童福祉に理解と情熱を有する大学生など（メンタルフレンド）を派遣して、子どもの健全育成を図ります。
- 児童養護施設などの子どもを対象に、自己肯定感の向上などにつながる多様な体験活動の場を提供します。

[県の取組み]

8-(3)-① ふれあい心の友訪問援助事業

不登校児童及び情緒障がい児童などに対して、児童相談所の児童福祉司、児童相談員及び児童心理司による指導の一環として、子どもの兄・姉に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生など(メンタルフレンド)を、支援を要する子どもの家庭などに派遣し、子どもとのふれあいを通じて子どもの健全育成を援助します。

【実施主体】各児童相談所（中央・平塚・鎌倉三浦・小田原・厚木）

8-(3)-② 各種スポーツ大会などのイベント実施

県内の児童養護施設などにおいて、水泳大会、卓球大会、駅伝大会、野球・ソフトボール大会を実施し、子どもたちの自己肯定感の向上などを図ります。



Ⅱ	生活の安定に資するための支援	
	1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、妊産婦などの支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制の構築を進めます。 ○ 特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対しては、女性相談所、市町村等関係機関及び民間団体が相互に連携しながら支援を行います。 ○ 専門的・継続的な生活指導などの支援を必要としている母子世帯などの母などに対し、母子生活支援施設などを活用しながら地域での生活を支援します。 ○ 母子保健手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業などにより把握された特定妊婦などに対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業などの適切な支援を実施します。

[県の取組み]

1-(1)-① 妊娠・出産包括支援推進事業

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現をめざし、市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の運営強化に向け、市町村との連絡調整会議や保健師などの専門職への研修、産後ケア事業などのニーズ把握調査などを実施し、市町村の取組みを支援します。

1-(1)-② 乳児家庭全戸訪問事業への支援

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うとともに、養育に関する相談・助言などを実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。

1-(1)-③ 養育支援訪問事業への支援

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果などにより、養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。

1-(1)-④ 乳幼児健康診査

1歳6か月と3歳の子どもを対象に市町村が実施しており、身体の発育状態や栄養状態などを確認し、異常などの早期発見や適切な指導などを行います。

1-(1)-⑤ 女性相談所での支援

特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対して、市町村等関係機関及び民間団体と相互に連携しながら、自立した生活に向けた切れ目のない支援を行います。

1-(1)-⑥ 母子生活支援施設などにおける支援

母子生活支援施設は、18歳未満の子どもを養育している母子世帯、または何らかの事情で離婚の届出ができない、特定妊婦など、母子世帯に準じる世帯の女性が、子どもと一緒に入所できる施設です。（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満20歳になるまで利用が可能）

施設では、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計など、母親と子どもが抱える個別の課題を解決し自立できるように専門的支援を行います。（神奈川県内には、現在、10か所）

【支援内容】

- ・母親への日常生活支援
- ・子どもの養育・保育に関する支援
- ・DV被害からの回避
- ・自立支援計画の策定・実施による自立に向けた支援

【窓口】 住所地を所管する福祉事務所

県は、施設入所者の福祉の向上を図るため、母子保護や助産施設に入院し出産に要する費用助成を実施した市に対して、費用の一部を負担します。

1-(1)-⑦ 望まない妊娠などに関する相談事業（妊娠SOSかながわ）

望まない妊娠などの妊娠・出産に関する悩みを抱える方に対して、医療機関、児童相談所、市町村等関係機関と連携を図りながら、相談支援を行います。また、妊娠などの悩みに対応するため、相談員などの人材育成や妊娠・出産に関する普及啓発に取り組みます。

II	生活の安定に資するための支援	
	2 保護者の生活支援	(1) 保護者の自立支援 (2) 保育などの確保 (3) 保護者の育児負担の軽減 (4) 保護者のための情報提供・相談体制の強化

(1) 保護者の自立支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。 ○ 生活困窮者などに対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施し、生活困窮者などの自立促進を図ります。 ○ 様々な課題を抱えるひとり親家庭については、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供、家計管理などの講習会の実施などによる生活支援を推進します。

[県の取組み]

2-(1)-① 生活困窮者自立支援

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。

2-(1)-② 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援《再掲》

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。

◇ 子ども支援員の配置

生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門的知識や経験を有する人材を子ども支援員として、保健福祉事務所に配置します。

2-(1)-③ ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。

【派遣事由】

食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品の買い物、医療機関への連絡など

【窓口】

市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

2-(1)-④ 民生委員・児童委員の活動支援

地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援を実施します。

(2) 保育などの確保

- 就労希望などにより保育を必要とするすべての子育て家庭のニーズに対応するため「子育て安心プラン」に基づき、令和2年度末までに待機児童解消をめざして、保育所の整備などの取組みを推進します。また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、計画的な整備を推進します。
- 保育士等キャリアアップ研修について、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で「子どもの貧困」に関する対応を研修内容に盛り込むなど、担当職員の専門性の向上を図ります。

[県の取組み]

2-(2)-① 保育所の整備など

保育所による保育を希望するすべての家族が公的な保育サービスを利用できるよう、市町村と連携し、保育所などの整備や保育士の確保、育成などに取り組みます。

2-(2)-② 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。

2-(2)-③ 保育士のキャリアアップの取組みの実施

職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。

(3) 保護者の育児負担の軽減

- 児童養護施設などで一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業など、保護者の疾病や育児疲れなどにより一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。
- 一時的に育児支援が必要なひとり親家庭に対し、家庭生活支援員の派遣による未就学児の保育サービスを提供します。

[県の取組み]

2-(3)-① 子育て短期支援事業への支援

保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。

2-(3)-② 病児・病後児保育事業への支援

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。

2-(3)-③ ひとり親家庭等日常生活支援事業《再掲》

「2-(1)-③ ひとり親家庭等日常生活支援事業」(前頁) 参照

(4) 保護者のための情報提供・相談体制の強化

- ひとり親家庭のための総合支援情報サイトを運営し、ひとり親に対して支援情報などの情報提供を行います。
- 保護者に対する相談体制を強化するため、ニーズに応じた様々な相談窓口の運営や SNS の活用などを行います。

[県の取組み]

2-(4)-① ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営

ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、ひとり親家庭のための総合支援情報サイト「カナ・カモミール」を運営し、行政やNPOなどの総合的な情報提供を行います。

2-(4)-② SNS を活用した相談窓口の設置

県内の保護者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNS を活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。

【相談窓口】

- ◇ 仕事、お金、子育てのことなど、ひとり親家庭の方の様々な悩みに関する相談窓口
- ◇ 児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談窓口
- ◇ 配偶者や恋人からのDV・デートDVに悩む女性のための相談窓口

2-(4)-③ 外国籍県民相談事業（一般・法律）

県内に在住在勤する外国籍の人々に対し、言語や文化、習慣などの違いにより生じる生活上の諸問題を解決するために適切な助言を行い、必要な生活情報の提供を行います。

【相談窓口】

- ◇ 地球市民かながわプラザ・相談室（横浜市栄区）
- ◇ 川崎市民センター県民の声・相談室（川崎市幸区） ※法律相談は未実施
- ◇ 県央地域県政総合センター県民の声・相談室（厚木市）

【対応言語】（※相談窓口により対応言語は異なります。）

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語

2-(4)-④ 外国籍県民相談事業（教育）《再掲》

外国籍児童・生徒に対する日本語学習等支援の推進のため、「地球市民かながわプラザ」が有する多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校など）をつなぐ日本語学習等支援に関するコーディネートを行います。

2-(4)-⑤ 外国籍県民同行支援事業

日本語が不自由で制度的な理解が不足していることなどにより、行政窓口などで円滑な手続きができない外国籍県民などに対し、単なる通訳にとどまらず、複数の窓口への同行や、現場での交渉・アドバイスを行います。

【対応言語】

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語

2-(4)-⑥ 多言語支援センターかながわ運営事業

外国籍県民や来県外国人が安全・安心に過ごすことができる環境をつくり、多文化共生社会を実現するため、「多言語支援センターかながわ」を設置し、多言語による情報提供や通訳支援を行います。

【対応言語】

英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、タイ語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語

II	生活の安定に資するための支援	
	3 子どもの生活支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮世帯などの子どもへの生活支援 (2) 社会的養育が必要な子どもへの生活支援 (3) 食育の推進に関する支援 (4) 支援が届きにくい子どもへの相談体制の強化

(1) 生活困窮世帯などの子どもへの生活支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択及び将来の就職に向けた相談、職場体験などの支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言を行います。

[県の取組み]

3-(1)-① 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援《再掲》

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望を持ち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。

◇ 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施

生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育むための居場所づくりについて実施します。

(2) 社会的養育が必要な子どもへの生活支援

- 平成 28 年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、社会的養育を必要とする子どもが家庭と同様の環境で養育されるよう、里親の開拓や里親養育の支援などを進めます。
- 施設などでの養育が必要な子どもについて、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、施設の小規模化などを推進します。

[県の取組み]

3-(2)-① 里親支援事業

児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。

3-(2)-② 民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助

社会的養育を必要とする子どもに、できる限り良好な家庭的環境を提供し、子どもへの個別対応を基本とした取組みをする民間児童福祉施設に対して、その費用の一部を補助します。

(3) 食育の推進に関する支援

- 乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあるため、乳幼児健康診査などにおける栄養指導の機会を活用して、疾病や障がい、経済状態などの個人や家庭環境の違いなど、多様性を踏まえた食育を推進します。
- また、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を活用した指導を行い、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。

[県の取組み]

3-(3)-① 乳幼児健康診査《再掲》

1歳6か月と3歳の子どもを対象に市町村が実施しており、身体の発育状態や栄養状態などを確認し、異常などの早期発見や適切な指導などを行います。

3-(3)-② 保育所、児童福祉施設への指導・監査

保育所や児童養護施設などへの定期的な指導・監査において「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」などを活用した指導などを行い、食育の推進を図ります。

(4) 支援が届きにくい子どもへの相談体制の強化

- 日常生活のことや進学、就職などの悩みを気軽に相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口などを開設・運営して、子どもへの相談体制を強化します。

[県の取組み]

3-(4)-① SNSを活用した相談窓口の設置

県内の子ども・若者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。

3-(4)-② 高校生世代自立支援事業《再掲》

進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。

3-(4)-③ かながわ子ども・若者総合相談事業

子ども・若者育成支援推進法に基づき「かながわ子ども・若者総合相談センター」を青少年センターに設置し、子ども・若者が抱える様々な悩みについての一次相談窓口を運営します。

II	生活の安定に資するための支援	
	4 子どもの自立に向けた就労支援	(1) 生活困窮世帯の子どもに対する進路選択などの支援 (2) 高校中退者などへの就労支援 (3) 児童養護施設入所児童などへの就労支援 (4) 就労のための相談体制の強化 (5) 子どもの社会的自立の確立のための支援

(1) 生活困窮世帯の子どもに対する進路選択などの支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択及び将来の就職に向けた相談、職場体験などの支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言を行います。

[県の取組み]

4-(1)-① 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援《再掲》

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望を持ち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。

◇ 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施

生活困窮世帯の子どもが家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育むための居場所づくりについて実施します。

(2) 高校中退者などへの就労支援

- ハローワークと学校などの関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒などに対して支援を実施します。
- 高校中退者などを含む若年者について、就労支援機関と連携しながら、就労支援を行います。

[県の取組み]

4-(2)-① 若年者の就業支援

若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。

4-(2)-② かながわ若者サポートステーション事業《再掲》

仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業者などになることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。

【所在地など】

- ◇ 県西部地域若者サポートステーション（小田原市内）
- ◇ 県央地域若者サポートステーション（厚木市内）

4-(2)-③ 高校生世代自立支援事業《再掲》

進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。

4-(2)-④ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業

県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。

(3) 児童養護施設入所児童などへの就労支援

- 児童養護施設などでくらす子どもを対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるように職場インターンなど職業指導などを行うとともに、就労に必要な資格取得の支援を行うことで、就業意欲を高めます。
- 児童養護施設などを退所した者に対して、就職活動などの支援を行います。

[県の取組み]

4-(3)-① あすなろサポートステーション事業

「あすなろサポートステーション」を支援拠点として、児童養護施設などを退所した者などが退所後に安定した生活と就労が確保できるように、相談・就業支援、研修などを行います。

4-(3)-② あすなろサポーター養成事業

「あすなろサポートステーション」と連携して、児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポーター」を各児童養護施設に配置し、このサポーター養成のための研修などを実施します。

4-(3)-③ 児童養護施設退所者などへの貸付

児童養護施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が適当と認める社会福祉法人などが実施する児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に対して、その経費を助成します。

(4) 就労のための相談体制の強化

- 日常生活のことや、進学、就職などの悩みを気軽に相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口などを開設・運営して、子どもへの相談体制を強化します。《再掲》

[県の取組み]

4-(4)-① 高校生世代自立支援事業《再掲》

「4-(2)-③ 高校生世代自立支援事業《再掲》」(上記) 参照

(5) 子どもの社会的自立の確立のための支援

- 正規雇用を希望する若年者について、就労支援機関と連携しながら、就労支援を行います。
 - 社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育成するキャリア教育を推進します。
- 《再掲》

[県の取組み]

4-(5)-① 若年者の就業支援《再掲》

「4-(2)-① 若年者の就業支援」(P58) 参照

4-(5)-② 県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業《再掲》

県立産業技術短期大学校では、高等学校の新規卒業者などを対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施します。

なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむをえない事情があると認められる者については、授業料を免除します。

4-(5)-③ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》

「4-(2)-④ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業」(前頁) 参照

4-(5)-④ 県立職業技術校の職業訓練生福利厚生事業

県立職業技術校では、経済的理由により技能修得が困難な訓練生の経済的負担を軽減するため、教科書及び被服などの支給を行います。

4-(5)-⑤ かながわ若者サポートステーション事業《再掲》

「4-(2)-② かながわ若者サポートステーション事業《再掲》」(P58) 参照

4-(5)-⑥ 外部機関と連携した就労支援

県立高等学校などにおいて、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」などとの連携を一層強化し、必要に応じて関係機関による支援を受けられるようにします。

4-(5)-⑦ キャリア教育の推進《再掲》

県立高等学校などにおけるキャリア教育の推進の視点をまとめた指針に基づき、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するため、「キャリア教育実践プログラム」によって学校の教育活動全体を通じた計画的・体系的なキャリア教育を推進します。

Ⅱ	生活の安定に資するための支援	
	5 住宅に関する支援	(1) 住宅に関する支援

(1) 住宅に関する支援	
○	母子世帯、父子世帯、多子世帯など、住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る特例入居や当選率の優遇措置を行い、子育て世帯などの居住の安定を支援します。
○	生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職などにより住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。
○	ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金などのメニューである住宅資金や転宅資金の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施します。

[県の取組み]

5-(1)-① 子育てに適する公営住宅の特例入居の実施

義務教育終了前の子どもと現在同居し、扶養している者に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案して子育てに適すると考えられる住宅を「子育て世帯向住宅」として提供します。

5-(1)-② 公営住宅への母子・父子世帯などの応募にあたっての優遇措置などの実施

入居者募集にあたって、母子・父子世帯（申込者に配偶者がなく、20歳未満の子がいる世帯）や多子世帯（申込者に18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対して、抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。

5-(1)-③ 生活困窮者自立支援《再掲》

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。

5-(1)-④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金、転宅資金）

配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行います。

修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金、生活資金、医療介護資金、
a 住宅資金、b 転宅資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金、結婚資金

a 住宅資金

住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金

【貸付限度額】（平成31年4月1日現在） 1,500,000円

（特別な場合 2,000,000円）

b 転宅資金

住居を移転するために必要な資金

【貸付限度額】（平成31年4月1日現在） 260,000円

【窓口】

市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

5-(1)-⑤ 住居確保給付金の支給

離職者であって住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し、住居と就労機会の確保のため住居費（家賃相当分）について3か月間支給します。（ただし、この給付金を受けるためには、世帯の合計収入額と預貯金額が一定額以下であること、求職活動を行っていることなど、必要な要件を全て満たす必要があります。）

住宅扶助基準に基づく額を上限とした家賃額を月ごとに支給します。ただし、世帯の収入合計額が基準額を超える場合は、一部支給となります。

II	生活の安定に資するための支援	
	6 児童養護施設退所者などに関する支援	(1) 家庭への復帰支援 (2) 退所等後の相談支援など

(1) 家庭への復帰支援

- 施設入所などの措置解除後の子どもが家庭に復帰するにあたっては、子どもや保護者を変えたカンファレンスの開催や親子交流の実施などにより、親子関係を再構築するための支援を行います。また、措置解除後の一定期間、児童相談所と地域の関係機関が連携し、子どもの安全確認や保護者への相談・支援などを実施します。

[県の取組み]

6-(1)-① 児童虐待防止対策推進事業

児童相談所職員に研修を実施し、アセスメントやソーシャルワークの知識や技術など専門性の向上を図り、子どもや保護者への効果的な支援を行えるようにします。

(2) 退所等後の相談支援など

- 児童養護施設を退所した者などへのアフターケアを推進します。
- 児童養護施設を退所した者などが安心して就職、進学、アパートなどを賃借することができるよう、身元保証人の確保をするための事業や必要な資金の貸付などを行い、自立を支援します。

[県の取組み]

6-(2)-① 未成年後見人報酬等補助

児童相談所長は、親権を行う者のない児童などについて、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないこととされています。

児童相談所長が家庭裁判所に対し請求を行い、選任された未成年後見人などについて、報酬及び未成年後見人、被後見人が加入する損害保険料の一部を県が補助します。

6-(2)-② 児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助

児童養護施設や母子生活支援施設などに入所中または退所した者が就職に際して、また住宅を賃借する際に親などによる保証人が得られにくく、就職やアパートの賃借が困難になる場合があることから、施設長など（施設長、里親、児童相談所長）が保証人となった場合に利用できる制度です。

保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに賠償額のうち、一定額を支払われます。全国社会福祉協議会が運営主体となっていますが、保証料は、国と県で負担します。利用を希望する者は、入所施設へ相談し、施設から県へ申請を行います。

6-(2)-③ 児童養護施設退所者などへの貸付《再掲》

児童養護施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が適当と認める社会福祉法人などが実施する児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に対して、その経費を助成します。

6-(2)-④ あすなろサポートステーション事業《再掲》

「あすなろサポートステーション」を支援拠点として、児童養護施設などを退所した者などが退所後に安定した生活と就労が確保できるように、相談・就業支援、研修などを行います。

6-(2)-⑤ あすなろサポーター養成事業《再掲》

「あすなろサポートステーション」と連携して、児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポーター」を各児童養護施設に配置し、このサポーター養成のための研修などを実施します。

6-(2)-⑥ 社会的養護自立支援事業

あすなろサポートステーションに配置した自立支援コーディネーターや、就労支援コーディネーターなどを中心に、施設を退所した者などへの関係機関連携による相談支援を行います。また、18歳到達により施設などを措置解除された者が引き続き自立に向けた支援が必要な場合は、生活の場を提供する施設などに対し、補助します。

6-(2)-⑦ 児童保護措置費《再掲》

児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費が公費負担対象です。

6-(2)-⑧ 施設入所児童処遇費

県が民間児童養護施設などに措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担します。

6-(2)-⑨ 県立児童福祉施設入所者処遇費

県が児童養護施設などに措置した児童の養育に対する費用を負担します。

6-(2)-⑩ 障害児入所措置費

保護者がいないなどにより、指定障害児入所施設の利用契約の締結が困難な児童について、県が児童福祉法上の措置を取り、入所後の保護養育などに要する経費を負担します。

6-(2)-⑪ 障害児入所給付費

入所給付決定保護者が指定障害児入所施設などに入所などの申込みを行い、当該施設などから障害児入所支援を受けたときは、当該保護者に対し、障害児入所給付費を支払います。

II	生活の安定に資するための支援	
	7 支援体制の強化	(1) 社会的養護の体制整備、児童相談所の体制強化 (2) 市町村などの体制強化 (3) ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化などの推進 (4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 (5) 相談職員の資質向上

(1) 社会的養護の体制整備、児童相談所の体制強化
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「神奈川県社会的養育推進計画」を策定し、「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親開拓や里親養育の支援や施設の小規模化などを進め、社会的養護を必要とする子どもたちの養育環境の整備を進めます。 ○ また、増加する児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、児童相談所の体制強化及び市町村など関係機関との連携強化を図ります。

[県の取組み]

7-(1)-① 里親支援事業《再掲》

児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。

7-(1)-② 子ども人権相談室推進事業

子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進するため、施設職員を対象に人権擁護研修、基幹的職員研修を行います。また、いじめや体罰、虐待などの人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」を行います。

7-(1)-③ 児童相談所業務強化対策事業

子どもやその家族の複雑で困難な問題に対応できるよう、児童相談所の機能強化を図り、児童相談所の専門性を活用して、連絡会や研修を通じ、市町村など関係機関との連携強化を図ります。

7-(1)-④ 虐待防止対策推進事業

精神科医、弁護士などが児童相談所職員に対し、専門的な助言、指導を行います。児童虐待の事実認定のため、医療機関に診断を依頼し、委託した医療機関にて親子関係評価、カウンセリングなどを実施します。

7-(1)-⑤ 児童相談所一時保護所心理職員雇用

緊急保護した児童の心理療法を実施し、保護児童の心理検査や評価の実施、一時保護所職員への助言を行います。

7-(1)-⑥ 児童相談所業務支援システム

児童相談所における相談情報のデータベース化及び処理システムを構築・運用します。

(2) 市町村などの体制強化

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援などの拡充や要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的な運営に向けて支援を行います。

[県の取組み]

7-(2)-① 市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保

要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、その他市町村職員を対象とした研修や連絡会を通じて、子ども家庭相談や妊産婦への支援に関わる職員の専門性向上を支援するとともに、各自治体の取組情報を共有する機会を作ります。

(3) ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化などの推進

- 児童扶養手当の現況届の時期などにおける県母子家庭等就業・自立支援センターの出張相談など、集中的な相談体制を整備します。

[県の取組み]

7-(3)-① 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター

現況届の時期に、一部自治体で出張就業相談を実施します。

(4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

- 生活困窮者自立相談支援事業の支援員と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員などの連携により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ります。

[県の取組み]

7-(4)-① 母子・父子自立支援員の研修実施

ひとり親世帯の自立支援などを図るため、福祉事務所にひとり親世帯などからの各種相談に対し情報提供や指導を行う「母子・父子自立支援員」を配置します。

また、定期的に研修を実施し、「母子・父子自立支援員」の資質向上を図ります。

7-(4)-② 生活困窮者自立支援《再掲》

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。

(5) 相談職員の資質向上

- ひとり親世帯の保護者の相談に応じて自立に必要な情報提供などを行う母子・父子自立支援員や生活困窮者自立相談支援機関の支援員、生活保護世帯への支援を行うケースワーカーや就労支援員、地域住民の様々な相談などに対応している民生委員・児童委員に対して、資質の向上を図るために、それぞれ定期的に研修を行います。
- 子どもの心に着目した医療・福祉の連携を図るため、医療機関を中心とした関係者の研修事業などを実施します。

[県の取組み]

7-(5)-① 母子・父子自立支援員の研修実施《再掲》

「7-(4)-① 母子・父子自立支援員の研修実施」(前頁) 参照

7-(5)-② ケースワーカー・子ども支援員・就労支援員の研修実施

生活保護ケースワーカー・子ども支援員及び就労支援員の資質の維持・向上を図るために、研修を実施します。

7-(5)-③ 民生委員・児童委員研修事業

民生委員・児童委員の資質の維持・向上を図るために、新任研修、リーダー研修、テーマ別研修を実施します。

Ⅲ	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
	1 職業生活の安定と向上のための支援	(1) 職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

(1) 職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

- 子育て中の保護者が、育児と両立して安心して働ける労働環境の整備やワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直しを推進します。

[県の取組み]

1-(1)-① 働き方改革推進事業

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業の経営者などを対象としたセミナーや、企業へのアドバイザー派遣、テレワーク導入に関するセミナーや専門家の派遣を実施します。あわせて、仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象にした個別カウンセリングやセミナーを実施します。

1-(1)-② 県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業者の認証

県条例に基づき、従業員のための子ども・子育て支援に取り組む体制などが整っている事業者を県が「かながわ子育て応援団」として認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事も子育ても両立できる職場環境の整備を推進します。

Ⅲ	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
	2 ひとり親に対する就労支援	(1) ひとり親家庭の親への就労支援 (2) ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立 (3) ひとり親家庭の親の学び直しの支援

(1) ひとり親家庭の親への就労支援
○ ひとり親世帯の雇用形態の改善のため、キャリアアップに向けた職業訓練などを行います。 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親世帯への就業支援を行い、親の就労機会の確保に努めます。 ○ ひとり親を含む、若年者、女性、中高年齢者それぞれについて、ハローワークと連携しながら、就業支援を行います。

[県の実施]

2-(1)-① 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター《再掲》

就業相談からパソコン講座などの就業支援講習会、就業情報の提供まで一貫した就業支援事業を行います。(来所が難しい場合は電話相談も可)

2-(1)-② 自立支援教育訓練給付

母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子世帯の母又は父子世帯の父に対して、対象講座の受講料の6割(雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある者は4割)相当額を支給します。

【支給要件】※次の要件をすべて満たす必要があります

- ・ 児童扶養手当支給水準の母子世帯の母又は父子世帯の父
- ・ 適職に就くために必要であることが相談を通して認められる者

【支給額】対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円、下限1万2001円)

(平成31年4月1日現在)

2-(1)-③ 高等職業訓練促進給付金などの支給

母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。母子世帯の母又は父子世帯の父の修学期間中の生活費負担を軽減するため、1年以上養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、修学の最終年限1年間については支給額を4万円加算し、養成機関で修業が終了した場合に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

【支給要件】※次の要件をすべて満たす必要があります

- ・ 児童扶養手当受給者またはそれと同等の所得水準にある母子世帯の母又は父子世帯の父
- ・ 資格取得の可能性が高く適職に就くために必要であることが相談を通じて認められる母子世帯の母又は父子世帯の父

【支給額】（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	高等職業訓練促進給付金 （※支給期間の上限は 4 年間）	高等職業訓練修了支援給付金
市町村民税非課税 世帯	月額 100,000 円 （最終 1 年間は 140,000 円）	1 回 50,000 円 （卒業時支給）
上記以外の者	月額 70,500 円 （最終 1 年間は 110,500 円）	1 回 25,000 円 （卒業時支給）

【対象資格】

1 年以上修業する必要がある、資格取得後当該職種への就労が見込まれる専門的な資格で、都道府県などの長が地域の実情で認める資格

⇒（准）看護師、社会福祉士、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士 など

2-(1)-④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

県が適当と認める社会福祉法人などが実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成します。

【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業】

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得をめざす神奈川県内のひとり親の方に対し、自立を促進するための資金を貸し付けるものです。養成機関の課程を修了し、かつ資格取得した日から 1 年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5 年間引き続き業務に従事した場合は、返還債務の全部の免除ができます。

2-(1)-⑤ 「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親の自立促進に係る事業を推進します。

2-(1)-⑥ 若年者の就業支援 《再掲》

若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。

2-(1)-⑦ 女性就業支援事業

育児などを理由に就業を断念、あるいは離職せざるを得ない女性を支援するため、マザーズハローワーク横浜内に相談室を設け、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングを行います。

あわせて、就職のための面接を受けようとする女性を対象に、無料でスーツの貸出を行うとともに、女性活躍推進に資するイベントを実施します。

2-(1)-⑧ 中高年齢者の就業支援

中高年齢者の多様な就業ニーズへの対応や求職者などを支援するため、『シニア・ジョブスタイル・かながわ』を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングや専門相談、セミナーなどを実施します。

2-(1)-⑨ 労働相談事業

労働者や事業主の抱える労働問題を解決するため、県内4か所のかながわ労働センター及び同支所において労働相談窓口を常設しているほか、街頭労働相談、日曜労働相談、女性のための労働相談、通訳を配置しての外国人労働相談などを実施します。

2-(1)-⑩ 県立職業技術校の短期課程訓練推進事業

県立職業技術校では、主として離転職者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

2-(1)-⑪ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》

県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。

なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。

2-(1)-⑫ 離職者等委託訓練事業

離職者を対象に、民間教育訓練機関などに委託して、長期（1年又は2年）及び短期（2～4月）の訓練を実施します。いずれも、入校検定料、入校料、授業料は無料です。長期の訓練では、介護福祉士や保育士などの資格を取得して就業するために必要な知識、技術を習得する訓練を実施します。短期の訓練では、ITを活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練などを実施します。

(2) ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

- ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育などのサービスの提供、児童養護施設などで一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業など、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れなどにより一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。
《再掲》

[県の取組み]

2-(2)-① ひとり親家庭等日常生活支援事業《再掲》

母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。

【派遣事由】

食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品の買い物、医療機関への連絡など

【窓口】

市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

2-(2)-② 子育て短期支援事業への支援《再掲》

保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。

2-(2)-③ 病児・病後児保育事業への支援《再掲》

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。

(3) ひとり親家庭の親の学び直しの支援

- 親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。
- 生活保護を受給しているひとり親世帯の親が、高等学校などに就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給します。

[県の取組み]

2-(3)-① 自立支援教育訓練給付《再掲》

「2-(1)-② 自立支援教育訓練給付」(P69) 参照

2-(3)-② 高等職業訓練促進給付金などの支給《再掲》

「2-(1)-③ 高等職業訓練促進給付金などの支給」(P69～70) 参照

2-(3)-③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付《再掲》

「2-(1)-④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付」(P70) 参照

2-(3)-④ 生活保護（生業扶助）

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。

福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。

「生業扶助」において、高等学校などへの就学費は、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などが支給されます。

また、高校生の就労収入について、保護から自立するために大学などへの進学費用に充てる場合などは、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとしています。

Ⅲ	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
	3 ふたり親世帯を含む困窮世帯などへの就労支援	(1) 就労機会の確保など

(1) 就労機会の確保など
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所などのチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施します。 ○ 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたことなどにより保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給します。 ○ 非正規雇用から正規雇用への転換を図るため、就労相談や職業訓練などを行います。

[県の取組み]

3-(1)-① 県立職業技術校の短期課程訓練推進事業《再掲》

県立職業技術校では、主として離転職者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

3-(1)-② 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》

県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。

なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。

3-(1)-③ 離職者等委託訓練事業《再掲》

離職者を対象に、民間教育訓練機関などに委託して、長期（1年又は2年）及び短期（2～4月）の訓練を実施します。いずれも、入校検定料、入校料、授業料は無料です。長期の訓練では、介護福祉士や保育士などの資格を取得して就業するために必要な知識、技術を習得する訓練を実施します。短期の訓練では、ITを活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練などを実施します。

3-(1)-④ 生活保護受給者等就労自立促進事業等

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者に加え、生活保護の相談・申請段階の者を含め、広く生活困窮者を対象として、福祉事務所とハローワークと連携した就労支援を行っています。

そのほか、福祉事務所の就労支援プログラムを活用した支援、福祉事務所に配置された就労支援員による支援、生活保護ケースワーカーによる支援を行っています。

3-(1)-⑤ 生活困窮者就労準備支援事業

複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者を対象に、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、県所管域（町村域）で実施しています。

生活習慣を改善するための指導や訓練、就労の前段階としてコミュニケーション実習やボランティア活動などを通じた社会的能力の習得、就労体験の場の提供や、就職活動に向けた技法や知識の取得の支援などを行います。

3-(1)-⑥ 技術校生等就職促進事業

職業技術校などに求人開拓推進員を配置し、職業訓練受講者及び訓練修了後1年未満の修了生を対象に、就職先の開拓、就職相談、無料職業紹介を行い、技術校生の就職を支援します。

3-(1)-⑦ 職業訓練手当支給費

障害者職業能力開発校などにおいて、公共職業安定所長の受講指示により入校した場合、訓練期間中に手当を支給します。

3-(1)-⑧ 障害者就職促進委託訓練事業

障がい者の多様なニーズに対応した短期間の職業訓練を民間教育訓練機関などに委託して実施します。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

3-(1)-⑨ 障害者職業能力開発事業

障害者職業能力開発校などにおいて、障がいの程度や適性に応じた職業訓練を実施します。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

3-(1)-⑩ 生活保護（生業扶助）《再掲》

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。

福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。

「生業扶助」において、高等学校などへの就学費は、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などが支給されます。

また、高校生の就労収入について、保護から自立するために大学などへの進学費用に充てる場合などは、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとしています。

IV	経済的支援	
	1 経済的支援	(1) 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施など (2) 養育費の確保の推進 (3) 教育費負担の軽減 (4) 医療費の助成など

(1) 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施など	
○ 児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います。 ○ 児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親世帯の児童や障がい児に対して経済的支援を行います。 ○ 母子父子寡婦福祉資金の貸し付けや、結婚歴のないひとり親世帯に対し、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。	

[県の取組み]

1-(1)-① 児童手当

0歳から中学生までの児童を養育している世帯などに手当を支給します。手当の額は児童の年齢や所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。

【支給額】(令和2年4月1日現在)

- ・ 3歳未満 : 月額 15,000 円
- ・ 3歳以上小学校修了前 (第1子・第2子) : 月額 10,000 円
- ・ 3歳以上小学校修了前 (第3子以降) : 月額 15,000 円
- ・ 中学生 : 月額 10,000 円

1-(1)-② 児童扶養手当

父母の離婚、父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童(ひとり親世帯の子ども)について、手当を支給します。これにより、母子世帯などの生活の安定と自立を促進します。手当の額は所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。

【支給額】(令和2年4月1日現在)

- ・ 児童1人 : 月額 43,160 円～10,180 円
- ・ 児童2人 : 月額 53,350 円～15,280 円
- ・ 児童3人以上 : 3人目から児童1人増すごとに、6,110 円～3,060 円加算

※ 児童扶養手当の公的年金との併給調整について

児童扶養手当は、公的年金など(障害基礎年金で上記に該当する場を除きます。)を受給できる場合には児童扶養手当を支給しないことで併給調整をしてきましたが、これを見直し、児童扶養手当の額よりも少額の公的年金などを受給する場合には、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

1-(1)-③ 特別児童扶養手当

「特別児童扶養手当」は、精神、知的又は身体障がいなどで政令で定める程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童を監護している父母又は養育者に対して支給される手当です。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。

【支給額】（令和 2 年 4 月 1 日現在）

- ・重度障がい児の場合（1 級）：1 人につき月額 52,500 円
- ・中度障がい児の場合（2 級）：1 人につき月額 34,970 円

1-(1)-④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

配偶者がなく、現に児童を扶養している方などに対して、無利子又は低利で各種資金の貸付を行います。

a 修学資金、b 就学支度資金、c 修業資金、d 技能習得資金、e 生活資金、f 医療介護資金、g 住宅資金、h 転宅資金、i 就職支度資金、j 事業開始資金、事業継続資金、結婚資金

（以下限度額は、平成 31 年 4 月 1 日現在）

a 修学資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校などに修学するために必要な授業料などの資金

b 就学支度資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校などの入学に必要な入学金などの資金

【貸付限度額】

	a 修学資金（月額）	b 就学支度資金
高等学校（公立）	18,000 円	150,000 円
高等学校（私立）	30,000 円	410,000 円
高等専門学校（私立）	32,000 円	410,000 円
短期大学・専修学校（私立）	53,000 円	580,000 円
大学（公立）	45,000 円	370,000 円
大学（私立）	54,000 円	580,000 円
大学院	（修士課程） 88,000 円	（公立） 370,000 円
	（博士課程） 122,000 円	（私立） 580,000 円

【窓口】

市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

c 修業資金

事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金

【貸付限度額】

月額 68,000 円 運転免許取得の場合、460,000 円

d 技能習得資金

生計を安定させるため、必要な知識、技能を習得するために必要な資金

【貸付限度額】

月額 68,000 円 運転免許取得の場合、460,000 円

一括貸付 816,000 円

e 生活資金

知識技能を修得する間、医療又は介護を受けている間、ひとり親世帯などになって間もない間（7年未満）、失業中のいずれかの期間に生活を安定させるために必要な資金

【貸付限度額】

- ・知識技能を修得する間 月額 141,000 円（生計維持者でない場合は 70,000 円）
- ・医療又は介護を受けている間 月額 105,000 円（生計維持者でない場合は 70,000 円）
- ・ひとり親世帯などになって間もない間 月額 105,000 円（生計維持者でない場合は 70,000 円）
- ・失業中 月額 105,000 円（生計維持者でない場合は 70,000 円）

f 医療介護資金

医療又は介護を受けるために必要な資金（1年以内に限る。）

【貸付限度額】

- ・医療 340,000 円（特に経済的に困難な場合 480,000 円）
- ・介護 500,000 円

g 住宅資金

住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金

【貸付限度額】

1,500,000 円（特別な場合 2,000,000 円）

h 転宅資金

住居を移転するために必要な資金

【貸付限度額】

260,000 円

i 就職支度資金

就職するために必要な被服などの資金

【貸付限度額】

100,000 円（車購入の場合 330,000 円）

j 事業開始資金

事業を開始するのに必要な設備、機械、材料などの購入資金

【貸付限度額】

2,870,000 円

1-(1)-⑤ 寡婦（夫）控除の見直し

所得税法などにおける寡婦（夫）控除は、これまで結婚歴のないひとり親世帯は適用されなかったため、所得税額や所得控除額に基づいて算定する利用料などで差が生じないように「みなし適用」を平成 27 年 7 月より実施しています。（今後の税制改正でひとり親にも適用される見通しです。）

(2) 養育費の確保の推進

- 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費に関する相談に応じます。
- ひとり親世帯の生活全般の相談窓口で養育費について情報を積極的に提供できるよう、母子・父子自立支援員研修で養育費に関する講座を実施します。

[県の取組み]

1-(2)-① 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター《再掲》

両親が離婚した子どもの健やかな育成のため、離れて暮らす親は養育費を負担し、子どもを育てる親は養育費を確保する必要があります。

ひとり親家庭の自立を支援する「母子家庭等就業・自立支援センター」では、養育費の取り決め、確保などを支援するため、家庭裁判所の元調停委員が、離婚前や離婚後など、様々な状況にある方々の専門的な相談対応などを行うとともに、同センターや福祉事務所などでも日常的に養育費に関する情報を提供しています。

また、福祉事務所でひとり親世帯の生活全般の相談を行う母子・父子自立支援員が、養育費について情報を積極的に提供できるよう、支援員研修で養育費に関する講座を実施します。

(3) 教育費負担の軽減

- すべての意思ある子どもが安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施などにより、修学に係る経済的負担の軽減を図ります。
《再掲》

[県の取組み]

『I 教育の支援 大柱6「教育費負担の軽減」(1)～(4)』(P42～45) 参照 《再掲》

(4) 医療費の助成など

- 子どもの健やかな成長のためには、適時に必要な医療サービスが受けられることが必要であることから、生活困窮の状況にあっても医療機関を受診できるよう、各市町村において小児医療費への助成などを行います。

[県の取組み]

1-(4)-① ひとり親家庭等医療費助成事業

市町村が実施主体となり、ひとり親世帯などの世帯員が病気などで受診した場合に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成するものです。ただし、子どもの年齢制限や所得制限などがあります。

【窓口】 各市町村

1-(4)-② 小児医療費助成事業

市町村が実施主体となり、他の公費負担制度に該当しない場合の小児医療費の自己負担分を給付する事業です。

ただし、子どもの年齢制限や所得制限などがあります。

【窓口】 各市町村

1-(4)-③ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

原則 18 歳未満で、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童の入院・通院にかかる医療費の自己負担分の全部又は一部を国・県で負担します。(所得に応じて自己負担額が異なります。)

【対象疾患群】

悪性新生物(がん)、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

【窓口】

政令市、中核市、各県保健福祉事務所

V	社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり	
	1 子どもの貧困対策に係る機運の醸成	(1) 理解促進の取組み (2) 企業、民間団体などとの連携 (3) 民間団体相互のネットワークづくり

(1) 理解促進の取組み

- 子どもの貧困対策をより効果的に推進するためには、県民の理解と協力が欠かすことができないため、子どもの貧困に対する理解促進などを図ることを目的とした県民向けフォーラムを開催します。

[県の取組み]

1-(1)-① 県民向けフォーラムの開催

県内各地において、子どもの貧困をテーマとした県民向けフォーラム「子ども支援フォーラム」を開催し、子どもの貧困対策に係る機運醸成を図ります。

(2) 企業、民間団体などとの連携

- 社会全体で子どもの貧困対策を進める観点から、企業や子どもに身近な地域の民間団体などとの連携した取組みを推進します。
- 地域において、子ども支援活動の輪を広げていくため、高い専門性を持った人材を育成します。

[県の取組み]

1-(2)-① 地域の人材育成

子ども支援に関する専門的人材を育成するために、県内各地で人材育成セミナーを実施します。

1-(2)-② 民間団体などとの連携した取組み

民間団体と協働連携し、子ども支援活動を支援するサポーターの創出と掘り起こしや、子ども支援活動とサポーターとのコーディネートなどを行います。

(3) 民間団体相互のネットワークづくり

- 地域において、子ども支援活動に取り組んでいる民間団体が課題、情報の共有や人脈を広げていけるような交流会を定期的実施します。

[県の取組み]

1-(3)-① 子ども支援団体の交流の機会の提供

県内各地で、子ども支援団体などを対象とした交流会を実施して、子ども支援団体によるネットワークづくりの後押しをします。

V	社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり	
	2 子どもの貧困対策に関する施策の 推進体制の強化	(1) 市町村や他機関との連携 (2) 多様な意見などを反映させるためのしくみづくり

(1) 市町村や他機関との連携
○ 市町村や国、関係機関などと連携して、子どもの貧困対策を推進します。

[県の取組み]

2-(1)-① 県市町村連絡会議

毎年、地域の実情に応じた取組みの働きかけや情報交換などを行い、市町村における子どもの貧困対策の推進を図るために、県市町村連絡会議を開催します。

(2) 多様な意見などを反映させるためのしくみづくり
○ 神奈川県の子どもの貧困対策に有識者などの意見を反映させるため、外部有識者による会議を実施します。

[県の取組み]

2-(2)-① かながわ子ども支援協議会

学識者や関係団体、NPO、教員、市町村などから構成されるかながわ子ども支援協議会を運営します。

《主要施策と具体的な取組み一覧》

主要施策	
大柱	具体的な取組み
小柱	具体的な取組み
I 教育の支援	
1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	
(1) 幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> * ① 幼児教育・保育の無償化 * ② 実費徴収補足給付事業費補助(私立幼稚園)
(2) 幼児教育・保育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> * ① 幼稚園教諭・保育士などの処遇改善 * ② 幼稚園教諭、保育教諭、保育士などのキャリアアップの取組みの実施
2 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	
(1) スクールソーシャルワーカーなどが機能する体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ① スクールソーシャルワーカー配置活用事業 ② スクールカウンセラー等配置活用事業 ③ 教育相談の推進
(2) 学校教育による学力保障	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育水準の維持・向上 ② 確かな学力向上の推進 ③ 学習指導方法の工夫・改善 ④ 一時保護児童教育推進事業 * ⑤ 教員向け研修の実施
3 高等学校などにおける修学継続などのための支援	
(1) 社会的・職業的自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ① キャリア教育の推進 * ② 高校生世代自立支援事業
(2) 高校中退の予防のための取組みと中退後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① スクールソーシャルワーカー配置活用事業《再掲》 ② 柔軟な学びのシステムの活用 ③ かながわ若者サポートステーション事業 * ④ 高校生世代自立支援事業《再掲》 * ⑤ 学び直し支援等事業
4 大学等進学に対する教育機会の提供	
(1) 高等教育の修学支援	<ul style="list-style-type: none"> * ① 生活保護(進学準備給付金) ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金) ③ 県立産業技術短期大学の専門課程訓練事業 ④ かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度 ⑤ かながわ農業アカデミー特例 ⑥ 県立保健福祉大学の入学科、授業料の減免制度 ⑦ 県立看護専門学校の入学科、授業料の減免制度 ⑧ 神奈川県看護師等修学資金貸付金 * ⑨ 私立専門学校修学支援負担金
5 特に支援を要する子どもへの支援	
(1) 児童養護施設などの子どもの学習・進学支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童保護措置費 * ② 県立児童福祉施設学校教育推進事業
(2) 特別支援教育に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別支援教育就学奨励費補助金 ② 特別支援教育就学奨励費 ③ 特別支援学校高等部における進路指導の充実 * ④ 進路指導推進事業
(3) 外国につながるのある子どもなどへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国人学校生徒等支援事業 * ② 外国につながるのある児童・生徒への支援 * ③ 日本語指導の充実 ④ 外国籍県民相談事業(教育)
6 教育費負担の軽減	
(1) 義務教育段階の就学支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> * ① 小中学校等就学支援事業(私立小・中学校) ② 要保護児童生徒援助費補助金(学用品・医療費・学校給食費) ③ 市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金
(2) 高校生などへの修学支援などによる経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ① 高等学校等就学支援金等制度(公立・私立高校) ② 高校生等奨学給付金(公立・私立高校) ③ 私立高等学校等生徒学費補助金 ④ 私立学校生徒学費緊急支援補助金 ⑤ 被災児童生徒等就学支援補助金 * ⑥ 県立児童福祉施設学校教育推進事業《再掲》 ⑦ 県立学校授業料等免除制度 ⑧ 高等学校奨学金貸付金(短期臨時奨学金を除く) ⑨ 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金)《再掲》 ⑩ 生活福祉資金(教育支援資金)
(3) 生活困窮世帯などへの進学費用などの負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活福祉資金(教育支援資金)《再掲》 * ② 生活保護(進学準備給付金)《再掲》
(4) ひとり親家庭への進学費用などの負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金)《再掲》

I 教育の支援	
7	地域における学習支援など
(1)	地域学校協働活動における学習支援など
	① 放課後子ども教室推進事業に対する支援
*	② 地域未来塾推進事業に対する支援
	③ 地域学校協働活動推進事業に対する支援
(2)	生活困窮世帯などへの学習支援
	① 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援
(3)	コミュニティ・スクールの推進
*	① 県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進
*	② 市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの促進
8	その他の教育支援
(1)	夜間中学の設置促進・充実
	① 神奈川県内の公立中学校夜間学級の設置に向けた検討・支援
(2)	学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保
	① 生活保護(教育扶助)
	② 要保護児童生徒援助費補助金(学校給食費)《再掲》
(3)	多様な体験活動の機会の提供
	① ふれあい心の友訪問援助事業
	② 各種スポーツ大会などのイベント実施
II 生活の安定に資するための支援	
1	親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
(1)	親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
	① 妊娠・出産包括支援推進事業
	② 乳児家庭全戸訪問事業への支援
	③ 養育支援訪問事業への支援
	④ 乳幼児健康診査
*	⑤ 女性相談所での支援
	⑥ 母子生活支援施設などにおける支援
*	⑦ 望まない妊娠などに関する相談事業(妊娠SOSかながわ)
2	保護者の生活支援
(1)	保護者の自立支援
	① 生活困窮者自立支援
	② 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援《再掲》
	③ ひとり親家庭等日常生活支援事業
	④ 民生委員・児童委員の活動支援
(2)	保育などの確保
	① 保育所の整備など
	② 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援
*	③ 保育士のキャリアアップの取組みの実施
(3)	保護者の育児負担の軽減
	① 子育て短期支援事業への支援
*	② 病児・病後児保育事業への支援
	③ ひとり親家庭等日常生活支援事業《再掲》
(4)	保護者のための情報提供・相談体制の強化
*	① ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営
*	② SNSを活用した相談窓口の設置
	③ 外国籍県民相談事業(一般・法律)
	④ 外国籍県民相談事業(教育)《再掲》
*	⑤ 外国籍県民同行支援事業
*	⑥ 多言語支援センターかながわ運営事業
3	子どもの生活支援
(1)	生活困窮世帯などの子どもへの生活支援
	① 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援《再掲》
(2)	社会的養育が必要な子どもへの生活支援
	① 里親支援事業
	② 民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助
(3)	食育の推進に関する支援
	① 乳幼児健康診査《再掲》
	② 保育所、児童福祉施設への指導・監査
(4)	支援が届きにくい子どもへの相談体制の強化
*	① SNSを活用した相談窓口の設置
*	② 高校生世代自立支援事業《再掲》
	③ かながわ子ども・若者総合相談事業
4	子どもの自立に向けた就労支援
(1)	生活困窮世帯の子どもに対する進路選択などの支援
	① 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援《再掲》
(2)	高校中退者などへの就労支援
	① 若年者の就業支援
	② かながわ若者サポートステーション事業《再掲》
*	③ 高校生世代自立支援事業《再掲》
	④ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業
(3)	児童養護施設入所児童などへの就労支援
	① あすなるサポートステーション事業
	② あすなるサポーター養成事業
	③ 児童養護施設退所者などへの貸付
(4)	就労のための相談体制の強化
*	① 高校生世代自立支援事業《再掲》

II 生活の安定に資するための支援	
4	子どもの自立に向けた就労支援
	(5) 子どもの社会的自立の確立のための支援
	① 若年者の就業支援《再掲》 ② 県立産業技術短期大学の専門課程訓練事業《再掲》 ③ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》 ④ 県立職業技術校の職業訓練生福利厚生事業 ⑤ かながわ若者サポートステーション事業《再掲》 ⑥ 外部機関と連携した就労支援 ⑦ キャリア教育の推進《再掲》
5	住宅に関する支援
	(1) 住宅に関する支援
	① 子育てに適する公営住宅の特例入居の実施 ② 公営住宅への母子・父子世帯などの応募にあたっての優遇措置などの実施 ③ 生活困窮者自立支援《再掲》 ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金(住宅資金、転宅資金) ⑤ 住居確保給付金の支給
6	児童養護施設退所者などに関する支援
	(1) 家庭への復帰支援
	① 児童虐待防止対策推進事業
	(2) 退所等後の相談支援等
	① 未成年後見人報酬等補助 ② 児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助 ③ 児童養護施設退所者などへの貸付《再掲》 ④ あすなろサポートステーション事業《再掲》 ⑤ あすなろサポーター養成事業《再掲》 ⑥ 社会的養護自立支援事業 ⑦ 児童保護措置費《再掲》 ⑧ 施設入所児童処遇費 ⑨ 県立児童福祉施設入所者処遇費 ⑩ 障害児入所措置費 ⑪ 障害児入所給付費
7	支援体制の強化
	(1) 社会的養護の体制整備、児童相談所の体制強化
	① 里親支援事業《再掲》 ② 子ども権相談室推進事業 ③ 児童相談所業務強化対策事業 ④ 虐待防止対策推進事業 ⑤ 児童相談所一時保護所心理職員雇用 ⑥ 児童相談所業務支援システム
	(2) 市町村などの体制強化
	① 市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保
	(3) ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化などの推進
	① 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター
	(4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進
	① 母子・父子自立支援員の研修実施 ② 生活困窮者自立支援《再掲》
	(5) 相談職員の資質向上
	① 母子・父子自立支援員の研修実施《再掲》 ② ケースワーカー・子ども支援員・就労支援員の研修実施 ③ 民生委員・児童委員研修事業
III 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
1	職業生活の安定と向上のための支援
	(1) 職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
	* ① 働き方改革推進事業 * ② 県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業者の認証
2	ひとり親に対する就労支援
	(1) ひとり親家庭の親への就労支援
	① 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター《再掲》 ② 自立支援教育訓練給付 ③ 高等職業訓練促進給付金などの支給 ④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 * ⑤ 「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定 ⑥ 若年者の就業支援《再掲》 ⑦ 女性就業支援事業 ⑧ 中高年齢者の就業支援 ⑨ 労働相談事業 ⑩ 県立職業技術校の短期課程訓練推進事業 ⑪ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》 ⑫ 離職者等委託訓練事業
	(2) ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立
	① ひとり親家庭等日常生活支援事業《再掲》 ② 子育て短期支援事業への支援 《再掲》 ③ 病児・病後児保育事業への支援《再掲》
	(3) ひとり親家庭の親の学び直しの支援
	① 自立支援教育訓練給付《再掲》 ② 高等職業訓練促進給付金などの支給《再掲》 * ③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付《再掲》 ④ 生活保護(生業扶助)

III	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
3	ふたり親世帯を含む困窮世帯などへの就労支援
	(1) 就労機会の確保など
	① 県立職業技術校の短期課程訓練推進事業《再掲》 ② 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》 ③ 離職者等委託訓練事業《再掲》 ④ 生活保護受給者等就労自立促進事業等 * ⑤ 生活困窮者就労準備支援事業 ⑥ 技術校生等就職促進事業 ⑦ 職業訓練手当支給費 ⑧ 障害者就職促進委託訓練事業 ⑨ 障害者職業能力開発事業 ⑩ 生活保護(生業扶助)《再掲》
IV	経済的支援
1	経済的支援
	(1) 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施など
	① 児童手当口 ② 児童扶養手当口 ③ 特別児童扶養手当口 ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ⑤ 寡婦(夫)控除の見直し
	(2) 養育費の確保の推進
	① 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター《再掲》
	(3) 教育費負担の軽減
	[義務教育段階の就学支援の充実]《再掲》 * ① 小中学校等就学支援事業(私立小・中学校) ② 要保護児童生徒援助費補助金(学用品・医療費・学校給食費) ③ 市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金 [高校生などへの修学支援などによる経済的負担の軽減]《再掲》 ① 高等学校等就学支援金等制度(公立・私立高校) ② 高校生等奨学給付金(公立・私立高校) ③ 私立高等学校等生徒学費補助金 ④ 私立学校生徒学費緊急支援補助金 ⑤ 被災児童生徒等就学支援補助金 * ⑥ 県立児童福祉施設学校教育推進事業 ⑦ 県立学校授業料等免除制度 ⑧ 高等学校奨学金貸付金(短期臨時奨学金を除く) ⑨ 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金) ⑩ 生活福祉資金(教育支援資金) [生活困窮世帯などへの進学費用などの負担軽減]《再掲》 ① 生活福祉資金(教育支援資金) * ② 生活保護(進学準備給付金) [ひとり親家庭への進学費用などの負担軽減]《再掲》 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金)
	(4) 医療費の助成など
	① ひとり親家庭等医療費助成事業 ② 小児医療費助成事業 ③ 小児慢性特定疾病医療費助成制度
V	社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり
1	子どもの貧困対策に係る機運の醸成
	(1) 理解促進の取組み
	* ① 県民向けフォーラムの開催
	(2) 企業、民間団体などとの連携
	* ① 地域の人材育成 * ② 民間団体などとの連携した取組み
	(3) 民間団体相互のネットワークづくり
	* ① 子ども支援団体の交流の機会の提供
2	子どもの貧困対策に関する施策の推進体制の強化
	(1) 市町村や他機関との連携
	* ① 県市町村連絡会議
	(2) 多様な意見などを反映させるためのしくみづくり
	* ① かながわ子ども支援協議会

「*」を付けた取組みは計画改定に伴い、新たに位置付けたもの

県のホームページなどを利用して、子どもの貧困対策の関連施策や民間団体などの取組みを情報提供し、支援を必要とする方の支援に関する情報へのアクセスを向上させます。

① 子ども応援情報（県ホームページ）

学校や日常生活、将来のことなど、様々な悩みについて、相談窓口を案内するとともに、地域の子どもの居場所の情報を掲載しています。

② ひとり親家庭総合支援情報サイト「カナ・カモミール」

ひとり親家庭の保護者や子どもたちに向けて、行政やNPOなどの総合的な支援情報の提供や支援制度を利用した方々へのインタビューを掲載しています。



③ SNS相談などを活用した情報提供

SNS相談により、相談者一人ひとりの状況に応じた情報提供を行うとともに、SNS相談のトップ画面より情報提供サイトへの案内を行います。

④ 生活困窮者自立支援制度ポータルサイト（県ホームページ）

生活に困っている方を対象とした相談窓口案内など、生活困窮者自立支援制度についての各種情報を掲載しています。

⑤ かながわ生活応援サイト（外部サイト※）

「かながわ生活応援サイト」では、生活していく上で様々な困難を抱えてしまった場合に、様々な悩み事の相談や支援を行う機関・団体を紹介しています。

※ 県とかながわ生活困窮者自立支援ネットワークの協働により開設